

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める書面)

2023年4月3日

株式会社メディパルホールディングス

東七株式会社

2023年4月3日

株式交換に係る事後開示書類

東京都中央区京橋三丁目1番1号
株式会社メディopalホールディングス
代表取締役社長 渡 辺 秀 一

長崎県佐世保市瀬戸越四丁目1318番地1
東七株式会社
代表取締役社長 東 幸 三

株式会社メディopalホールディングス（以下「メディopalHD」といいます）と東七株式会社（以下「東七」といいます）は、2023年2月1日付で締結した株式交換契約書に基づき、2023年4月3日を効力発生日として、メディopalHDを株式交換完全親会社、東七を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます）を行いました。

本株式交換に関して、会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条により開示すべき事項は、下記のとおりであります。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2023年4月3日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

（1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に基づく請求を行った東七の株主はありませんでした。

（2）会社法第785条の規定による手続の経過

東七は、会社法第785条第3項の規定により、2023年3月7日付で、東七の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるメディopalHDの商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第785条第1項による株式の買取請求を行った東七の株主はありませんでした。

（3）会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

（4）会社法第789条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

（1）会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

メディopalHDは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第796条の2の規定に基づく請求に係る手続について、該当事項はありません。

（2）会社法第797条の規定による手続の経過

メディopalHDは、会社法第797条第3項及び第4項第1号の規定により、2023年2月2日付で、メディopalHDの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である東七の商号及び住所を日本経済新聞にて公告いたしました。

なお、メディopalHDは、会社法第796条第2項本文の規定により、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第797条第1項の規定による手続について、該当事項はありません。

（3）会社法第799条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換によりメディopalHDに移転した東七の株式の数は、7,290株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

（1）メディopalHDは、会社法第796条第2項本文の規定により、株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。

なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したメディopalHDの株主は3名であり、その有する株式の数は合計1,959,200株でした。当該株式数は、会社法施行規則第197条に規定する株式数を下回ります。

（2）東七は、会社法第783条第1項の規定により、2023年2月24日開催の臨時株主総会の決議により、株式交換契約の承認を得ております。

（3）東七は、2023年2月7日開催の取締役会の決議に基づき、本株式交換によりメディopalHDが東七の発行済株式（ただし、メディopalHDが所有する東七株式を除きます）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます）において所有していた自己株式3,060株の全てを、基準時において消却いたしました。

（4）メディopalHDは、本株式交換に際して、基準時の東七の株主（ただし、メディopal

HDを除きます) に対し、その所有する東七の普通株式1株につきメディopalHDの普通株式580株の割合をもってメディopalHDの普通株式を割当交付いたしました。メディopalHDが割当交付した普通株式の総数は、4,228,200株であり、そのすべてをメディopalHDが保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。

(5) 本株式交換に伴う、メディopalHDの資本金及び準備金の額の増減はありません。

以 上